

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年 6月28日
【会社名】	曾田香料株式会社
【英訳名】	Soda Aromatic Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 澤田 定秀
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋本町四丁目15番9号 (同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋堀留町二丁目2番1号(本社事務所)
【電話番号】	03(5645)7340
【事務連絡者氏名】	取締役総務部門長 亀井 暢之
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成28年6月22日開催の当社第44回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成28年6月22日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金9円

第2号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行う。

改正会社法により、責任限定契約を締結できる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役につき、責任限定契約を締結するために、現行定款第26条第2項の変更を行う。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、澤田定秀、松野健三、岡村一也、亀井暢之、堂前明彦、白川俊文、柘田章吾の各氏を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、曾田義信、小林龍夫、松崎昇の各氏を選任する。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額250百万円以内とする。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額40百万円以内とする。

第7号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

退任監査役曾田義信、小林龍夫、真野充治の各氏に対し、在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い退職慰労金を贈呈する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	89,817	66	0	(注)1	可決(96.54%)
第2号議案	89,782	101	0	(注)2	可決(96.50%)
第3号議案				(注)3	
澤田 定秀	89,732	151	0		可決(96.45%)
松野 健三	89,732	151	0		可決(96.45%)
岡村 一也	89,725	158	0		可決(96.44%)
亀井 暢之	89,732	151	0		可決(96.45%)
堂前 明彦	89,733	150	0		可決(96.45%)
白川 俊文	89,733	150	0		可決(96.45%)
柘田 章吾	89,732	151	0		可決(96.45%)
第4号議案				(注)3	
曾田 義信	89,788	95	0		可決(96.51%)
小林 龍夫	89,782	101	0		可決(96.50%)
松崎 昇	89,781	102	0		可決(96.50%)
第5号議案	89,767	116	0	(注)1	可決(96.49%)
第6号議案	89,726	157	0	(注)1	可決(96.44%)
第7号議案	84,881	1,002	4,000	(注)1	可決(91.24%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上